

為甲一五

明治二十六年四月廿五日

内閣書記官

内閣總理大臣 **伊藤**

法制局長官 **松本**
内閣書記官長 **松本**

外務大臣 **小幡**
大藏大臣 **野村**
海軍大臣 **東乡**
文部大臣 **松田**
遞信大臣 **若原**

内務大臣 **大藏**
陸軍大臣 **桂**
司法大臣 **小幡**
農商務大臣 **松田**

法典調査規程

右閣議ニ供ス

本年勅令第十一号法典調査會規則亦五条
ニ依リ左ニ法典調査規程ヲ定ム

明治廿六年四月廿七日

内閣総理大臣

法典調査規程

第一章 調査規程

第一条 法典ノ修正ハ單獨起草合議定案ノ
方法ニ依ル

カニ条 主査委員中ニ起草委員三名ヲ置キ
専ラ修正案ノ起草ニ任セシム但必要アルトキハ
協議委員ヲ置キ立案ノ協議ニ与カラシム

カ三條 主査委員中別ニ整理委員及報告委員
ヲ設ク

カ四條 整理委員ハ特ニ法典修正案各部ノ関
係及法典修正案ト他ノ法律命令トノ關係
ヲ審査ス

カ五條 報告委員ハ特ニ左ノ事務ヲ掌ル
一 帝國議會議事録、法律書雜誌、新聞紙等ニ

掲載セル法典実施延期ノ理由及法典ノ批評
等ヲ査閲シ之ヲ起草委員ニ報告スルコト
ニ委員以外ヨリ提出スル修正意見書ヲ審査
シ其参考ノ資料トナルヘキモノハ要領ヲ摘記
シテ之ヲ起草委員ニ報告スルコト

カ二章 委員

カ六條 法典調査委員会ヲ主査委員会及
委員総会ノ二種トス

カ七條 主査委員会ヲ別チテ定期委員会
及臨時委員会トシ定期委員会ハ毎週一面

之ヲ開キ臨時委員会ハ必要アル毎ニ総裁
之ヲ召集ス

カ八条 委員総会ハ必要アル毎ニ総裁之ヲ召集
ス

カ九条 起草委員ハ定期ノ主査委員会ニ起
草事務ノ進行ヲ報告シ且ツ其意見ヲ問フ

カ十条 豫メ議定ヲ要スヘキ重要ノ問題アルトキ
ハ起草委員ハ之ヲ定期若シハ臨時主査委員

會ニ提出シテ其意見ヲ問フ

カ十一条 総裁ハ起草委員其他ノ主査委員ヨリ

提出シタル問題ニシテ必要アリト認ムルモノハ委員
総会ノ會議ニ附スルモトアルヘシ

カ十二条 法典修正草案ノ議決ハ主査委員会ノ
議決ヲ以テ豫定議決トシ総会ノ議決ヲ以テ確

定議決トス

カ十三条 法典修正草案ハ必ス豫定議決及確定
議決ヲ経ヘシ

カ十四条 総裁ハ必要アリト認ムルトキハ已ニ豫定
議決ヲ経タル草案ヲ幾回ニテモ委員会ノ審

議ニ附スルヲ得

ホ十五條 確定議決ヲ経タル修正案ニシテ欽漏錯
誤アリ又ハ他ノ法令ニ抵触スルモノアリト認ムルトキ
総裁ハ之ヲ委員総会ノ再議ニ付スルヲ得

第三章 議事規則

ホ十六條 委員会ハ総裁ヲ以テ議長トス議長事
故アルトキハ副総裁之ヲ代理ス

ホ十七條 議長ハ議場ヲ整理ス

ホ十八條 委員会ノ議事及配付ノ議案ハ総テ
秘密トス

ホ十九條 委員会ハ委員半数以上ノ出席ヲ以テ

定足数トス

ホ二十條 委員会ノ議案ハ會議ヨリ三日以前ニ之
ヲ各委員ニ配付ス但シ緊急ノ事件及法案
外臨時ノ動議ニシテ議長ノ許可ヲ得ルモノハ
此限ニアラス

ホ二十一條 發言ハ議長ノ許可ヲ得起立シテ之ヲ為
スヘシ

ホ二十二條 一委員ノ發言中ハ他ノ委員ノ發言ヲ
許サス

ホ二十三條 法案ノ會議ハ議長各條毎ニ之ヲ議題

ト為ス但シ便宜數箇条ヲ一束シテ議題ト為
スコトヲ得

ホニ五條 議題ト為ス所ノ各項ハ議長書記ヲシテ
之ヲ朗讀セシム但シ議長ノ意見ニ依リ便宜
朗讀ヲ省クコトアルヘシ

ホニ五條 一議題ノ議事終結ノ前ニ於テ他ノ議題
ニ論及スルコトヲ許ス但他ノ各項ニシテ討論
中ノ議題ニ聯関スルモノハ此ノ限ニ在ラス

ホニ六條 法案ニ修正ヲ加ヘント欲スルモノハ先ツ修
正ノ成案ヲ提出スヘシ

ホニ七條 修正ノ動議ハ賛成者アルニ非ハ議題ト
為スコトヲ得ス

ホニ八條 議長ハ議題ノ事項ニ就キ其席ヨリ自己
ノ意見ヲ述フルモ妨ケナシ

ホニ九條 同一ノ議題ニ就キ數箇ノ修正ヲ提出セラレ
タルトキ其表決ノ順序ハ議長ノ定ムル所ニ依ル

ホニ十條 會議ノ可否ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可
否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

ホニ十一條 出席員ハ可否ノ數ニ加ハラサルヲ得サルモノ
トス

加三三條 表決ノ際議場ニ現在セサル委員ハ表決

ニ加ハルコトヲ得ス

カ三三條 此規則ハ主査委員會及委員會總會ニ通

用ス

法典調査規程別紙ノ通定セラレ候ニ付内閣總理
大臣ノ命ニ依リ此段及仰通達候也

明治二十六年四月廿七日

内閣書記官長伊東巳代治

法典調査會總裁伯爵伊藤博文殿